

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成29年10月5日
【会社名】	インスペック株式会社
【英訳名】	inspec Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼代表執行役員 菅原 雅史
【本店の所在の場所】	秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1
【電話番号】	0187(54)1888
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 富岡 喜栄子
【最寄りの連絡場所】	秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1
【電話番号】	0187(54)1888
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 富岡 喜栄子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第10回新株予約権) その他の者に対する割当 5,412,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 560,252,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

発行数	4,400個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	5,412,000円
発行価格	新株予約権1個につき1,230円 （新株予約権の目的となる株式1株当たり12.30円）
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成29年10月31日（火）
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	インスペック株式会社 管理本部 秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1
払込期日	平成29年10月31日（火）
割当日	平成29年10月31日（火）
払込取扱場所	株式会社秋田銀行 角館支店

(注) 1. 第10回新株予約権（以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権）」において「本新株予約権」という。）は、平成29年10月5日開催の当社取締役会において発行を決議しています。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日に上記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てます。  
THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合（以下「割当予定先」といいます。）

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式          (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。          なお、単元株式数は100株である。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、440,000株とする(本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下、「交付株式数」という。)は、100株とする。)ただし、本欄2乃至4により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3の規定に従って、行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄2に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3. 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、1,261円とする。ただし、行使価額は本欄3(1)の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本欄3(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本欄3(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本欄3(2) 乃至 の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外（注）3の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

	<p>(5) 本欄3(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者（本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。）と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄3(1)乃至(5)により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金554,840,000円</p> <p>新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な交付株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成29年10月31日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成34年10月31日までとする。</p> <p>ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の5営業日前までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>インスペック株式会社 管理本部</p> <p>秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社秋田銀行 角館支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って1ヵ月前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、又は当社の普通株式につき上場廃止が決定されたときは上場廃止日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得する。</p>

	2. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認されたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下、「行使請求書」という。）に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印をした上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所（以下、「行使請求受付場所」という。）に提出しなければなりません。

本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所（以下、「払込取扱場所」という。）の指定する口座に振り込むものとします。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできません。

2. 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生します。

3. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

4. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### （1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
560,252,000	10,000,000	550,252,000

- （注）1．払込金額の総額は、第10回新株予約権の発行価額の総額5,412,000円及び行使に際して払い込むべき金額554,840,000円の合計額であり、行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。権利行使期間内に新株予約権の行使が行われない場合及び当社が新株予約権を取得し、消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。その結果、払込金額の総額は減少します。
- 2．発行諸費用の概算額10,000,000円には、弁護士報酬費用及び有価証券届出書作成費用3,200,000円、本新株予約権算定評価報酬費用及び反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用3,500,000円、証券代行費用1,100,000円、並びに変更登記費用等2,200,000円が含まれます。

### （2）【手取金の使途】

具体的な使途		金額（百万円）	支出予定時期
運転資金	新製品のロールtoロール型検査装置（注1）の受注拡大に対応するための増加仕込資金	150	平成29年11月～平成30年4月
設備投資資金	受注増加に伴い組立工場のスペース不足に対応する工場増築のための資金	150	平成30年5月～平成31年2月
子会社株式の取得資金	当社連結子会社であるクラー口株式会社（以下、「クラー口」といいます。）の増資を引き受けるための資金	250	平成30年5月～平成31年4月

本新株予約権により調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期と実際の調達額及びその時期には差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合には、（相対的に少額かつ細分化されている使途の方が下記の短期借入等の追加での資金調達での対応がし易いことに鑑み）受注増加に伴う運転資金、工場増築のための設備投資、医療関連機器事業推進と子会社の株式取得のための資金の順序でこれを充当いたします。調達資金の使途の詳細は以下のとおりです。

#### 運転資金

現在、戦略的に取り組んでいるロールtoロール型検査装置には、液晶テレビや有機ELテレビ向けのCOF（注2）検査装置及びフレキシブル基板向けFPC（注3）検査装置などがあり、共に受注が好調に推移しております。

これらの検査装置は、大掛かりな装置となるため製品単価が高額であることに加えリードタイム（注4）も5ヶ月から6ヶ月と長く、必然的に仕込資金（注5）としての運転資金が増加いたします。今期末までの期間について試算した増加運転資金は約150百万円となることから、平成29年3月にEVO FUNDを引受先としてコミット・イシューにより最大調達予定額849百万円の資金調達を実施いたしました。しかしながら、株価の下落により実際の資金調達額は当初計画より約200百万円少ない644百万円となりました。このため、調達資金を「子会社の株式取得時の借入返済」及び「追加株式取得資金」に充当することができたものの、運転資金への充当までには至りませんでした。そのため、調達することが出来なかった運転資金を補填する目的として金融機関から200百万円の借入を実行いたしました。しかしながら、期初の販売計画にはない新規顧客からロールtoロール型検査装置の引き合いが増加するなど状況が変化し、当該装置等の仕込資金が必要となりました。具体的には、海外企業より総額360百万円のロールtoロール型検査装置等の受注が見込める状況となってきたため、そのための部材調達資金及び労務費等で約150百万円必要となります。当該受注案件は平成30年3月及び4月の納期となるため、今回の調達で150百万円を平成29年11月から平成30年4月にかけて運転資金として充当してまいります。

（注1） ロールtoロール型検査装置：柔軟な基板をロール状に巻いて搬送する検査装置を指します。

（注2） COF（チップ・オン・フィルム）：液晶や有機ELパネルの表示用半導体で使用されるフィルム上の精密基板を指します。

（注3） FPC（Flexible Printed Circuits）：『フレキシブルプリント回路基板』や『フレキシブルプリント配線板』と呼ばれ、絶縁性を持った薄く柔らかいベースフィルムと銅箔等の導電性金属を貼り合わせた基材に電気回路を形成した基板を指します。

（注4） リードタイム：当社では製品の受注から出荷・検収までの期間を指します。

（注5） 仕込資金：受注確度が高まった製品や長納期の部材等を先行手配するために必要な資金を指します。

#### 設備投資資金

ロールtoロール型検査装置が順調に受注を伸ばしているため仕掛中の装置が増加してきております。

ロールtoロール型検査装置は通常の検査装置と比べて約3倍の製作スペースを必要とすることから、今後の生産計画を元に試算した結果、平成30年5月以降5～6台の製作スペースを確保しておき生産効率を上げるため、新たに約1,000㎡（約300坪）のスペースが必要となります。そのため、平成18年に本社敷地内にある旧工場の隣に増築した現在稼働している新工場をさらに増築し、150百万円を工場増築資金として投資いたしますが、金額については現在見積中であるため、旧工場建設時の坪単価（50万円/坪）に基づいた概算数値としております。万が一、当初の想定よりも建設価格が高騰した場合は、自己資金を充たいたします。なお、本社敷地内に増築する予定であるため、用地取得費用は発生いたしません。

子会社の株式取得を通じた医療関連機器事業への資金

当社連結子会社のクラーロは、同社の展開する医療関連機器事業を推進するため、クラーロ株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「クラーロ転換社債」といいます。）を本新株予約権の割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合に発行し、500百万円を調達する計画です。クラーロ転換社債の転換価額については、クラーロ、クラーロの現筆頭株主及び割当予定先との協議を経て、一株60円に決定しております。なお、転換価額の決定にあたっては、第三者による算定書等は入手していません。

また、現在、当社の持株比率は26.1%となっておりますが、これは将来的に増資を行って持株比率を高める予定があるため一時的に持株比率が低下していること、役員構成が当社関係者で占められていること、クラーロの主力製品の開発が当社関係者を中心に行われていること及びクラーロの現筆頭株主及び割当予定先自体に経営意図がないことを総合的に勘案して連結子会社の範囲としております。

当社としては医療関連機器事業の重要性に鑑み、継続してクラーロの事業を支援していくために、上記資金需要のうち250百万円を本新株予約権により手取金にて負担する予定です。具体的には本新株予約権の行使が進捗した来期以降に、クラーロの増資を引き受け、その払込金でクラーロが割当予定先に発行した本転換社債のうち250百万円相当額を償還することを想定しております。当社が割当予定先と同時に250百万円を出資しないのは、当社に当座の余裕資金がなく、本新株予約権による調達額も優先的に運転資金及び設備投資資金に充当せざるを得ず、クラーロへの出資資金の調達が完了しうるのが来期以降になるものと見込まれるところ、クラーロへの資金需要を充たすために、割当予定先が先行して全額500百万円の資金調達に応じることと同意したためです。

割当予定先がクラーロ転換社債を直接引き受ける目的は、500百万円のうち250百万円については、割当予定先が自らクラーロに投資し、将来事業が拡大した時点で、第三者（親会社を含む）への譲渡、自社株買いもしくは株式公開していれば市場売却などの方法により株式を処分する可能性を留保するためであるとの説明を口頭で受けております。当社といたしましても割当予定先の250百万円のクラーロへの投資について、当社を経由したファイナンスで当社の発行済株式を希薄化させるのは適当ではないと考えております。残りの250百万円については、クラーロへの資金需要を充たすために、割当予定先が先行して当社出資分250百万円をクラーロ転換社債の払い込みによってクラーロに提供いたします。その後、当社の新株予約権の行使が進捗した時点で当社がクラーロの増資を引き受け、クラーロ転換社債250百万円相当額の償還を行うことを企図としております。ただし、クラーロの事業の進捗状況により、割当予定先の判断によりクラーロ転換社債の転換の可能性があります。なお、割当予定先とは、クラーロが割当予定先に事前通知を行うことにより、クラーロ転換社債の全部又は一部を早期償還できる旨を合意しております。

上記使途の調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行預金等の安全な運用方法で管理いたします。

< 資金調達の主な目的 >

当社は、「社会の繁栄と発展に貢献する」という経営理念のもと、現在進行中の中期経営計画に取組中であり、海外も含め事業拡大を目指して鋭意取り組んでおります。創立以来培ってきた当社のコア技術は、光学センシング技術、メカトロニクス技術、画像処理技術であり、これら最先端の技術を融合させた「半導体パッケージ基板・精密基板検査装置関連事業」を基幹事業としております。中期計画では基幹事業に加えて、「精密基盤製造装置関連事業」、及び「医療関連機器事業」を次世代の基幹事業と位置づけ積極的な事業展開を計画しております。

半導体パッケージ基板・精密基板検査装置関連事業は、自動運転化技術や人工知能を活用した機器のさらなる精密化が進行していることにより、当社の主力製品であるハイスペックの検査装置の需要は安定拡大時期に入ったと考えております。また、同事業の中のフレキシブル基板（FPC）のロールtoロール型検査装置は、スマートフォンのさらなる進化、ウェアラブル機器の拡大などにより、外観検査を必要とするFPCの使用割合が急速に拡大していることから、ロール状の製品を連続的に検査できる高速検査装置のニーズが拡大しております。FPCは、数百メートルの長さの基板がロール状に巻き取られた状態で仕上がってくるため、これを効率的に検査するにはロールtoロール式連続検査の技術が必要となります。最新のFPCに形成されている精密なパターンを連続的に検査するためには、極めて高い技術が必要となり、対応できるメーカーは限られております。当社は、液晶用TABテープ検査装置で培った技術を



ベースに、いち早くFPCメーカーのニーズに対応しており、多くの大手FPCメーカーから受注及び引き合いを頂いております。

当社の生産方式は受注生産を基本方針としておりますが、従来製品のリピート機の場合、お客様からの入金は受注後3～4ヶ月であるのに対し、ロールtoロール型検査装置の場合は装置規模が大きく、受注から入金までは6ヶ月以上かかります。一方で主要部材の仕入れの支払は、受注後2～3ヶ月の間に行われ、お客様からの入金よりも先行して発生いたしますが、特にロールtoロール型検査装置の場合には、装置規模が大きい分、多額の主要部材の支払が先行して発生することとなります。したがって、ロールtoロール型検査装置の受注が急拡大した場合には、従来の運転資金に加えて、当該受注にかかる主要部材の仕入れ支払のための多額の運転資金が追加が必要となります。

医療関連機器事業は、画像解析技術、情報通信技術の進化に伴い、現行の医療体制をさらに飛躍的に強化する事業分野であると期待されており、医療の生産性の向上に大きく貢献する産業に成長すると考えています。近年、病理医の減少等により遠隔医療のニーズが高まっていることや、術中診断のための迅速な病理検査が求められる中、病理検査はデジタル化の大きな変革期を迎えております。医療関連機器事業を展開しているクラーロ( )は、医療用画像処理システムの開発、製造、販売及び保守サービスを行っており、医療関連機器事業の急速な拡大は、国内市場のみならず、海外、特に国土の広い米国、中国で高い成長率が期待されていることから、クラーロでは海外市場への早期参入を視野に入れております。また、クラーロでは、病理検査向け事業に加えて、当社の高度な制御技術による超高速撮像技術を活用することで既存製品にない新しい機能を持つ「蛍光対応WSI(注1)装置(注2)」の研究開発を開始しており、iPS細胞など再生医療、細胞研究分野への市場進出を計画しています。このように拡大しつつある医療関連機器事業領域においては、競合他社との製品力の明確な差別化は成長の必須条件であり、当社のコア技術である光学センシング技術、メカトロニクス技術、画像処理技術を活用した新製品の開発加速化、医療関連事業者、研究機関を対象とした効率的な顧客獲得を目的とした営業力の拡充など、早急に対応が必要であると考え、クラーロは本資金調達の実施を決定しております。具体的な資金使途として、「蛍光対応WSI装置」の企画・開発を平成29年11月より約1年かけて行い、平成30年下半期のリリースを目指しております。また、国内のみならず海外における販売も視野に入れているため、そのためのマーケティング活動を平成30年下半期以降に行う予定となっております。そのため「蛍光対応WSI装置」の製品開発として250百万円、マーケティング活動費として50百万円を充当いたします。また、従来の「病理検査向WSI装置」におきましては、中国における医療機器認証(CFDA)(注3)取得のための調査を平成29年11月より開始し、平成30年度中の認証取得を目指します。国内においては、医療機器製造販売業取得のための調査を平成30年上半期に開始し、平成31年度中の認証取得を目指します。そのため、各種認証取得費用に200百万円を充当いたします。

(注1) WSI(Whole Slide Imaging)とは、病理検査などに使用する高倍率・高解像度の顕微鏡画像をコンピューターに取り込み、デジタルデータ化して複数の病理専門医による検査や遠隔地での検査を可能とするシステムを指します。

(注2) 蛍光対応WSI装置とは、生体または細胞などの試料からの蛍光現象を観察することによって、対象を観察するWSI装置を指します。

(注3) CFDA(China Food and Drug Administration)とは、国家食品薬品監督管理総局といい、中国における医療機器販売認証機関を指します。

## クラー口の概要

(1) 名称	クラー口株式会社		
(2) 所在地	青森県弘前市田園4丁目1-1 2F		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 菅原 雅史		
(4) 事業内容	医療関連機器の開発・製造・販売		
(5) 資本金	217百万円		
(6) 設立年月日	平成26年10月20日		
(7) 大株主及び持株比率	イノベーション・エンジン (33.67%) 遠隔医療投資事業有限責任組合 (26.13%) インスペック株式会社 (15.08%) 合同会社MCCベンチャーキャピタル (15.08%) 株式会社ユープランニング (15.08%)		
(8) 当社との関係	資本関係	当社の持株比率は26.13%であります。これは一時的に持株比率が低下しているものの、実質支配基準及び将来的には持株比率を引き上げるといった観点から、連結子会社の範囲としております。	
	人的関係	クラー口の取締役4名のうち、1名が当社の代表取締役とクラー口の代表取締役を兼務し、1名が当社の取締役を兼務しております。	
	取引関係	当社からの資金貸付の取引関係があります。	
	関連当事者への該当状況	クラー口は当社連結子会社であり、当社の関連当事者に該当します。	
当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態 単位：千円			
決算期	平成27年4月期	平成28年4月期	平成29年4月期
純資産	20,542	199,127	343,005
総資産	53,314	202,193	354,554
1株当たり純資産	17.11	94.82	86.29
売上高	19,651	25,701	45,766
営業利益	1,590	5,355	84,408
当期純利益	1,374	5,022	65,597
1株当たり当期純利益	1.14	2.39	16.50
1株当たり配当金	-	-	-

当社は、本年3月27日に、既存基幹事業である高速検査装置の受注増加に対応するための仕込調達資金、精密基盤製造装置関連事業子会社の株式取得時の借入返済及び追加株式取得資金、並びにAI技術を生かした半導体検査装置及び医療関連機器事業の研究開発に係る資金を確保する目的で、最大調達予定額849百万円の第8回新株予約権を発行しました。同新株予約権は本年7月3日までに行使完了し644百万円の資金を新たに調達したことで、子会社の株式取得時の借入返済に245百万円、追加株式取得資金に376百万円充てたりましたが、受注増加に対応するための仕込調達資金に充当するまでには至りませんでした。そのため調達することができなかった運転資金を補填する目的で金融機関から借入を実行いたしました。しかしながら、ロールtoロール型検査装置をはじめとした受注増加に対応するための仕込資金、組立工場のスペース不足に対応するための工場増築のための設備投資資金、そして、今後急拡大が期待される当社連結子会社であるクラー口の医療関連機器事業を支援するための同社への増資引受け資金が必要となったことから、今回の資金調達を行うものであります。

当社の本新株予約権及びクラー口転換社債の割当予定先の業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズ（以下、「ウィズ・パートナーズ」といいます。）は、ヘルスケア領域における長年の投資実績をもち、大手製薬会社や大手化学品メーカー並びに国内外の大手研究機関の出身者、及び医師等ヘルスケア業界の専門家が多数所属している他、国内外に幅広いネットワークを有しております。

これまで当社グループでは、「医療関連機器事業」拡大のため、独自に事業パートナーの開拓活動を行ってまいりましたが、今後この事業をさらに加速させるために、ウィズ・パートナーズが持つ国内外のネットワークを活用することは、当社にとってきわめて有益であると考え、本件第三者割当を通じて、割当予定先が当社普通株式を潜在的に保有することで、当該保有期間の間は、当社グループの「医療関連機器事業」に対し、ウィズ・パートナーズから、製品および事業開発における助言、事業提携候補の紹介等の積極的かつ具体的な支援を得られる予定であります。

<当該資金の調達方法と選択理由>

当社は、上述のとおり既存基幹事業である半導体パッケージ基板・精密基板検査装置関連事業のさらなる成長に加えて、次世代の基幹事業と位置づけている精密基盤製造装置関連事業、医療関連機器事業の効率的な価値最大化のための資金を必要としており、当社の手元資金は財政の安定性維持のために可能な限り確保しておくべきと考えております。一方で、資金調達に際し、既存株主の利益のためには、株式市場への影響にも十分に注意を払う必要があると考えております。

このような中で、今回の割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから、平成29年7月に本新株予約権の発行に関する投資提案があり、その検討を進めてきた次第であります。

当社としては、資金調達においては、希薄化や株価への影響を最小化し既存株主の利益に配慮することを最も留意すべき点であると認識していることから、一時に希薄化が生じにくい資金調達方法を検討いたしました。下記のとおり、他の資金調達方法とも比較した結果、潜在株式型のスキームである新株予約権を採用することが、株式市場への影響を最小化する最良の選択肢であるとの結論に至りました。

<他の資金調達方法と比較した場合の特徴>

公募又は第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面、1株当たり純利益の希薄化が一度に発生して新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、今回、同じ行使期間で行使価額が異なる新株予約権による資金調達手法は、株価の上昇に応じて段階的に行使されることが期待できるため、新株式を一度に発行して資金調達を行うよりも希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。

転換社債型新株予約権付社債による資金調達では、発行当初に発行総額の全額を調達することができるものの、転換が行われない限り当初調達額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の銀行借入れによる資金調達余地が縮小する可能性があります。株価が上昇して行使価額を上回った場合には希薄化を回避できる可能性はあるものの、そうでない場合には調達額全額の償還負担が生じます。株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の場合、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定せず、希薄化の程度をコントロールできず、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

本第三者割当において調達する資金を間接金融等によって調達することも検討いたしましたが、借入れによる資金調達は、金利負担が生じること、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、将来的に運転資金が必要となった場合の銀行借入れによる資金調達余地が縮小する可能性があることから、資性の資金で対応すべきと考えております。

<当社のニーズに応じ、配慮した点>

株価への影響の軽減

本第三者割当は、新株予約権の発行によるものであり、株価の動向等を踏まえて段階的に本新株予約権が行使され、随時株式が交付されることになると考えられ、一度に調達予定総額に相当する新株が発行される新株発行の場合とは異なり、株式需給が急速に変化することによる株価への大きな影響を回避できます。なお、第10回新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議の結果、平成29年10月4日の株式会社東京証券取引所市場二部(以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値の98.1%である1,261円に決定しており、その後の修正は行われない仕組みとなっております。当該行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、ウィズ・パートナーズと協議した上で総合的に判断いたしました。

#### 希薄化の抑制

新株予約権の行使が段階的に行われることが想定され、希薄化の影響は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。

#### 資本政策の柔軟性

当社は当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定め、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することが可能となっております。株価が行使価額を上回っているにもかかわらず本新株予約権の行使が進まない場合には取得条項を発動することにより行使を促進することができるほか、それでも行使がなされない場合には取得を行い、より有利な資金調達手段を検討することができます。また株価動向によって本新株予約権が行使されない場合には、新たな資金調達方法を検討するにあたって、将来的な潜在株式（潜在的な調達資金）を回収する観点から本新株予約権を取得することができます。これらによって、柔軟な資本政策を確保できると考えております。

#### < 新株予約権による資金調達を行う場合のデメリットについて >

##### 当初に満額の資金調達ができない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、新株予約権の行使個数に応じた割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるので、新株予約権の発行当初には、満額の資金調達を行うことはできません。

##### 資金調達額が当初想定額を下回る可能性

本第三者割当では、割当予定先による本新株予約権の行使が行われないう限り、本新株予約権の行使個数に応じた割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達は行われません。また、行使価額に対して株価がそれを下回って推移する場合等では、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

#### < 資金使途の合理性に関する考え方 >

当社は、既存基幹事業である半導体パッケージ基板・精密基板検査装置関連事業のさらなる成長に加え、次世代の基幹産業と位置づけている精密基板製造装置関連事業、医療関連機器事業の効率的な価値最大化のための資金を必要としており、当社の手元資金は財政の安定性維持のために可能な限り確保しておくべきと考えております。一方で、資金調達に際し、既存株主の利益のためには、株式市場への影響にも十分に注意を払う必要があると考えております。本新株予約権による資金調達については、上記のデメリットもあり、行使が進まない局面においては、当社の手元資金を利用することになってしまう可能性もあります。しかしながら、当社は、事業の推進・拡大に伴い、当社株価が上昇し、本新株予約権は段階的に行使されるものと考えております。本第三者割当の資金使途の一つである、クラーロにおける医療関連機器事業推進に伴って必要となる資金の需要も、新製品の開発、営業活動、及び販売実績の進捗に伴って段階的に発生するものであり、本新株予約権が株価の上昇に伴って段階的に行使されていくスキームは、当社の資金需要時期のニーズに沿うものです。医療関連機器事業の推進、同事業の成長に伴い、当社株価が上昇し、本新株予約権の行使が進むという本第三者割当のスキームは、当社の資金使途及び資金需要時期に照らして合理的な資金調達方法であると考えております。また、これにより中長期的な企業価値の向上に資するものであり、ひいては株主価値の増加につながるものと考えており、当該資金使途は合理的であると判断しております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a 割当予定先の概要

名称	THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合	
所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階	
組成目的	日本のヘルスケア関連企業を中心として、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として本組合は組成されました。	
出資額の総額	5,700,000,000円	
主たる出資者及び出資比率	1. 21.05% 日本メナード化粧品株式会社 2. 17.54% あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 上記以外に10%以上の出資者はありません。なお、本組合の無限責任組合員である株式会社ウィズ・パートナーズは1.75%を出資しております。	
業務執行組合員の概要	名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階
	代表者の役職・氏名	代表取締役CEO 安東 俊夫
	事業内容	1. 国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資本金	1億円
	主たる出資者及び出資比率	1. 9.11% 松村 淳 2. 9.09% 東海東京インベストメント株式会社 3. 81.80% その他25名
当社と業務執行組合員との関係	本業務提携を除き、当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、本業務提携を除き、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。	

## b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から割当予定先へは直接・間接問わず出資はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

## c 割当予定先の選定理由

当社グループは、医療関連機器事業を推進するなかで、ヘルスケア分野におけるネットワークの増強と資金が必要と考えていました。当社のおかれている状況、技術力、事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする、第三者割当による新株、新株予約権付社債、新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。また、当社グループの医療関連機器事業を理解し、第三者割当先として適切な投資家が居るかについても調査してまいりました。こうしたなかで、ウィズ・パートナーズから出資の打診を受け、お互いの持っているリソースを活用することにより当社グループの医療関連機器事業の発展を加速し、企業価値を高めることが可能か協議を重ねてまいりました。その結果、上記「2. [新規発行による手取金の使途] (2) 手取金の使

途<資金調達のための主な目的>」に記載のとおり、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、ヘルスケア産業に強い人的及びビジネス上のネットワークを保有しており、またウィズ・パートナーズはその投資先企業のヘルスケア分野での事業展開支援において豊富な経験と実績を持っており、当社グループの医療関連機器事業を推進するための事業パートナーとして適切と判断いたしました。また、ウィズ・パートナーズには、I Rを含めた経営面でのサポートを行っていただくことを予定しております。

d 割り当てようとする株式の数

新株予約権の目的である株式の総数 440,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先は、提携先の意向、市場動向、投資家の需要等を勘案しながら本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を売却するとの方針であるとのことですが、事業上のシナジー効果が見込まれる先あるいは当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、資本構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標である旨、口頭で確認しております。ただし、割当予定先は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、市場への影響に十分配慮しつつ、インサイダー取引規制なども考慮した上で、ブロックトレードなど市場の流動性に配慮した売却方法を活用して当該当社普通株式を市場において売却する可能性があります。割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、当社グループの事業開発に協力する過程において、当社の重要事実を得る機会が生じることから、当該重要事実が公表されるまでの一定の期間、インサイダー取引規制に服するため、株式市場での売却機会は限定されているものと当社は考えております。

割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

上記のことから、株式市場の流動性に与える影響は軽微なものと考えております。

なお、当社と割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズとの間で、投資契約を締結する予定です。(以下、総称して「本投資契約」といいます。)本投資契約には、以下の内容の条項が含まれています。

1. 当社は平成29年10月31日以降、次の場合には当社から割当予定先に対して、本新株予約権の行使を指示することができます。割当予定先は、かかる指示のあった日(以下、「行使指示日」といいます。)から2営業日以内に行使を行います。

( ) 行使指示日を含めた10連続取引日(終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた10取引日。以下同じ。)の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の終値が行使価額の150%を超過した場合、割当予定先に対して、累計で本新株予約権の1,185個(行使総額149,428,500円、新株予約権の目的となる株式118,500株分)を上限として本新株予約権の行使を指示することができます。

( ) 行使指示日を含めた10連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値が行使価額の200%を超過した場合、割当予定先に対して、前記に従う本新株予約権の行使を含め、累計で本新株予約権の2,370個(行使総額298,857,000円、新株予約権の目的となる株式237,000株分)を上限として本新株予約権の行使を指示することができます。

但し、いずれの場合においても当該行使指示日において行使を指示できる本新株予約権は、当該期間の1日平均出来高の20%を上限とします。また、当社が行使を指示することのできる本新株予約権の個数は、いかなる場合も、合計して2,370個(行使総額298,857,000円、新株予約権の目的となる株式237,000株分)を超えないものとします。

なお、当社が割当予定先に対して、本(1)に基づく本新株予約権の行使を指示した日から5営業日以内、割当予定先が本新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内及び割当予定先又はウィズ・パートナーズが当社の未公表のインサイダー情報を持っている期間は、本新株予約権の行使の指示をできないものとします。

2. 当社連結子会社であるクラーロが本新株予約権の割当日である平成29年10月31日と同日に、額面総額を500百万円とし、償還日を平成34年10月31日とし、利払いのないクラーロ転換社債を発行し、割当予定先が引き受けます。クラーロ転換社債に付された新株予約権の行使できる期間は、平成29年10月31日から平成34年10月30日までです。また、クラーロは、割当予定先に対する償還すべき日の1カ月前の事前通知により繰上償還できます。

3. クラーク転換社債を、次の場合には割当予定先から( )及び( )の場合には当社に対して、( )の場合にはクラークに対して、それぞれ、クラーク転換社債の買取を請求することができ、当社又はクラークはかかる請求に基づき買い取らなければなりません。

( )平成29年11月1日から平成34年9月30日までの間いつでも、本新株予約権の行使された金額を上限に、取得すべき日の1カ月前までに当社に対して書面をもって通知することにより、残存するクラーク転換社債の全部又は一部を額面金額で買取することを請求できます。

( )平成34年9月30日に、本新株予約権の行使された金額に関わらず、当社に対して書面をもって通知することにより、残存するクラーク転換社債の全部又は一部を額面金額で買取することを請求できます。

( )平成29年11月1日から平成31年10月31日までの間いつでも、以下乃至のいずれかの場合に限り、平成31年10月31日まで(当日を含みます。)の間は、償還すべき日の15営業日前までに当社に対して書面をもって通知することにより、割当予定先が保有するクラーク転換社債の全部又は一部を額面金額に110.0%の割合を乗じた金額で買取することを請求することができます。なお、平成31年11月1日以後、本項は適用されないものとします。

当社及びクラーク(以下「当社等」という。)の組織再編行為

当社等の事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け

当社等の解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続開始の申立て

当社等による本投資契約の重大な違反(本投資契約における当社等の表明及び保証が真実かつ正確であった場合を含むが、これに限らない。)があった場合、又は軽微な違反についてウィズ・パートナーズから是正を求める通告があり、2週間以内に違反状態が改善されない場合

当社が本新株予約権の発行要項19.に基づき本新株予約権の一部又は全部を取得した場合

#### f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合の払込みに要する財産の存在については、ウィズ・パートナーズから、割当予定先の平成29年9月29日現在の預金残高が30億円あり、本第三者割当の引受および行使に要する資金を保有していることを預金通帳にて確認しており、本新株予約権の発行に係る払込金額の払込みのための資力は十分であると判断しております。

#### g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合及びその業務執行組合員であるウィズ・パートナーズ及びその代表者が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチョー(東京都千代田区神田駿河台3丁目2番1号新御茶ノ水アーバントリニティ6階、代表取締役社長 荒川一枝)に調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。割当予定先の出資者のうち東京証券取引所に上場する会社については調査を省略し、未上場企業及び個人については、株式会社トクチョーに調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。

なお、当社は、割当予定先、割当予定先の業務執行組合員、及びその代表者並びに割当予定先の出資者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

### 3【発行条件に関する事項】

#### a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権の行使価額につきましては、ウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、本第三者割当に係る取締役会決議の日（以下、「発行決議日」といいます。）の前取引日である平成29年10月4日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の1,286円を参考として、当該株価の98.1%の1,261円（ディスカウント率1.94%）といたしました。

行使価額の算定方法について、発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値1,286円を基準といたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあってはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均を参考とするよりも、平成29年9月8日付「平成30年4月期 第1四半期決算短信」において公表した直近の期末の財務状況を踏まえて形成されていると考えられる取締役会決議日の前取引日終値を参考とすることが、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

参考までに、本新株予約権の行使価額は、発行決議日の前取引日を基準とした過去6か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,261.2円に対し0.02%のディスカウント、過去3か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,385.9円に対し9.01%のディスカウント、また、過去1か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,336.6円に対し5.66%のディスカウントとなっております。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、公正を期すため、独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関3丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人、以下、「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に対して価値算定を依頼し、一定の前提、すなわち、株価1,286円（発行決議日の前取引日の終値）、配当利回り（0%）、権利行使期間（5年間）、無リスク利率（0.066%）、株価変動性（87.20%）、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定（（当社の行動：当社は、基本的には行使を待つものとする。株価が行使価格の250%超を超過した場合、取得条項の発動を行うものとする。割当予定先の行動：割当予定先は、行使が可能な場合、随時行使を行うものとする。ただし、一度に12個ずつ行使するものとし、売却する場合には、1日あたり売買出来高の中央値の約10%（約12,800株/日）ずつ行うものとする。）とし、得た株式を全て売却した後、次の権利行使を行うものとする。）、その他発行条件及び諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。

その上で、当社は、本新株予約権の発行価額は、公正価値と同等の、1個当たりの払込金額を1,230円（1株当たり12.30円）としており、適正かつ妥当な価額であり、有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、当社監査役全員は、下記の各点に鑑み、本新株予約権の発行条件が特に有利な金額には該当せず、本新株予約権の発行手続きは適法であると判断した旨の意見を述べております。

- ・ 本新株予約権の価値評価算定においては、新株予約権の発行実務及びこれらに関連する財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、株式会社ブルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- ・ ブルータス・コンサルティングは当社と顧問契約関係になく、当社と出資・人的関係も存在しないことから、当社及び当社経営陣から独立していると認められること。
- ・ ブルータス・コンサルティングは、一定の条件（株価、権利行使期間、無リスク利率、株価変動性、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定、平均売買出来高、割引率、その他本新株予約権の発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること。
- ・ 上記の点から、ブルータス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。
- ・ 本第三者割当の決議を行った取締役会において、ブルータス・コンサルティングの算定書を参考にしつつ、本第三者割当担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。

#### b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権がすべて行使された場合に発行される予定の株式数は440,000株であります。これにより平成29年9月30日現在の発行済株式総数3,259,600株（総議決権数32,591個）に対して、最大13.50%（議決権比率13.50%）の割合で希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、上記「第1 募集要項、2 新規発行による手取金の使途」に記載のとおり、既存基幹事業のさらなる成長に加えて、次世代の基幹事業と位置づけている精密基板製造装置関連事業及び医療関連機器事業を通じて企業価値の向上を目指していくこととしております。当社は、平成29年10月5日開催の取締役会において、本新株予約権の発行につき検討を行い、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、当社の成長を図ることを目的とする今回の第三者割当に



よる本新株予約権の募集による調達は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠であり、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、本新株予約権は一定の条件下で当社からウィズ・パートナーズに対し行使指示が可能となることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模のものではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
THEケンコウFUTURE投資事業 有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号	-	-	440,000	11.89
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目 2番10号	313,700	11.56	313,700	8.47
菅原 雅史	秋田県仙北市	210,700	7.76	210,700	5.69
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA	93,500	3.44	93,500	2.52
株式会社国際教育センター	大阪市中央区島之内1丁目10番 15号	84,700	3.12	84,700	2.28
高橋 秋男	秋田県大仙市	82,000	3.02	82,000	2.21
小林 晃	秋田県仙北市	75,800	2.79	75,800	2.04
篠原 まゆみ	東京都港区	67,900	2.50	67,900	1.83
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番 地	67,300	2.48	67,300	1.81
TAIWAN KONG KING CO.,LTD.	5F-4, NO.66,SEC2,NAN KAN ROAD,LU-HU,TAOYUAN,TAIWAN R.O.C	47,400	1.74	47,400	1.28

(注) 1.平成29年4月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2.上記の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

3.割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の全てを行使し、取得した株式を継続して保有した場合の数であります。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第29期、提出日平成29年7月28日）及び四半期報告書（第30期第1四半期、提出日平成29年9月8日）（以下、「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成29年10月5日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年10月5日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2．臨時報告書の提出

組込情報である第29期有価証券報告書の提出日（平成29年7月28日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成29年7月31日提出の臨時報告書）

[提出理由]

平成29年7月28日開催の当社第29期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成29年7月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役2名選任の件

取締役として、渡辺晃彦、小林英明の2氏を選任する。

第2号議案 取締役に対する報酬として株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を付与する件  
当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権を付与し、発行時期及び配分等の決定を取締役に委任する。

第3号議案 第9回ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対してストック・オプションとし新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を取締役に委任する。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	13,053	49	-	(注)1	可決 99.6
第2号議案	13,038	64	-	(注)2	可決 99.5
第3号議案	13,034	68	-	(注)3	可決 99.4

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第29期)	自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日	平成29年7月28日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第30期第1四半期)	自 平成29年5月1日 至 平成29年7月31日	平成29年9月8日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年7月28日

インスペック株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 戸城 秀樹 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインスペック株式会社の平成28年5月1日から平成29年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インスペック株式会社及び連結子会社の平成29年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、インスペック株式会社の平成29年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、インスペック株式会社が平成29年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年7月28日

インスペック株式会社

取締役会 御中

### 監査法人アヴァンティア

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 小笠原 直 印

業務執行社員 公認会計士 戸城 秀樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインスペック株式会社の平成28年5月1日から平成29年4月30日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インスペック株式会社の平成29年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年9月8日

インスペック株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 戸城 秀樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているインスペック株式会社の平成29年5月1日から平成30年4月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年5月1日から平成29年7月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年5月1日から平成29年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、インスペック株式会社及び連結子会社の平成29年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。